

# 健康サポート薬局に関する届出等の手引き

(薬局用)

第2版

平成29年8月9日

高知県健康政策部医事薬務課

# 目 次

1	健康サポート薬局とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	健康サポート薬局の目的とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	「健康サポート薬局」の基準、表示及び公表制度の創設の背景について・・	P 1
4	健康サポート薬局であることを表示するための手続きについて・・・・・・・・	P 1
5	常駐する薬剤師の資質について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
6	健康サポート薬局であることの表示を取りやめる場合の手続きについて・・	P 3
7	健康サポート薬局の公表について（こうち医療ネット）・・・・・・・・・・	P 3
8	健康サポート薬局である旨の表示について・・・・・・・・・・・・	P 4
9	通知の内容について（チェックリスト関係）・・・・・・・・・・・・	P 5
10	Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8

<様式>

変更届（様式第六）【記載例】

変更届（様式第六）

届出添付書類チェックリスト

法	： 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
令	： 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令
規則	： 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

## 1 健康サポート薬局とは

「かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の基本的な機能」に加え、「国民による主体的な健康の維持増進を積極的に支援する機能」を有する薬局を「健康サポート薬局」といいます。

- ✓ 規則第1条第2項第5号
- ✓ 施行日及び基準告示の適用日：平成28年4月1日
- ✓ 知事（高知市内の薬局は高知市保健所）への届出開始日：平成28年10月1日

## 2 健康サポート薬局の目的とは

健康サポート薬局の目的は、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくため、「安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の1つとしての役割を果たすこと」です。

- ✓ 平成28年2月12日付け薬生発0212第5号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「規則の一部を改正する省令の施行等について」（P.17）

## 3 「健康サポート薬局」の基準、表示及び公表制度の創設の背景について

平成27年9月に取りまとめられた「健康サポート薬局のあり方について」（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」の報告書）の内容を踏まえ、「健康サポート薬局」の基準等が公表されました。

- ✓ 厚生労働省ホームページ（薬局・薬剤師に関する情報）
- ✓ 患者のための薬局ビジョン
- ✓ 健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会（平成27年6月～9月）
- ✓ 平成27年9月24日 「健康サポート薬局のあり方について」

## 4 健康サポート薬局であることを表示するための手続きについて

「健康サポート薬局」である旨を表示しようとする時、薬局の開設者は、その薬局がすべての基準を満たしていることについて、**あらかじめ**その薬局を管轄する保健所に届出を提出しなければなりません。

- ✓ 法第10条第2項、規則第16条の2
- ✓ 平成28年厚生労働省告示第29号  
「規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働省大臣が定める基準」

- ※・届出を行う前に保健所へ相談しておくといいいでしょう。
- ・薬局側へは、特段の希望がない限り、**保健所から受付日はお知らせしません。**
- ・**健康サポート薬局である旨の表示は、届出が受理された後に行ってください。**表示を行う前に、保健所へ変更届が受理されたことを確認してください。

### (1) 提出書類

提出書類	
変更届（規則様式第六）	別添1（記載例）
届出添付書類チェックリスト	別添2
厚生労働省大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類	チェックリストに示されている書類全て（様式は決めていません）

- ✓ 平成28年2月12日付け薬生発0212第5号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
「規則の一部を改正する省令の施行等について」

### (2) 施設の検査

届出に合わせて実際に福祉保健所（高知市は高知市保健所）職員が薬局の構造等を確認し、施設が届出どおりに構造基準に適合していることを確認する場合があります。  
また、届出受理後も、定期的に基準に適合していることを確認します。

### (3) 提出先・問い合わせ先

当該薬局を管轄する各福祉保健所（高知市にあっては高知市保健所）

担当部署	住所	電話番号	管轄市町村
安芸福祉保健所 衛生環境課 薬事担当	〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3173	室戸市、安芸市、東洋町、 奈半利町、田野町、 安田町、北川村、馬路村、 芸西村
中央東福祉保健所 衛生環境課 薬事担当	〒782-0016 香美市土佐山田町山田 1128-1	0887-52-0004	南国市、香南市、香美市、 本山町、大豊町、土佐町、 大川村
中央西福祉保健所 衛生環境課 薬事担当	〒789-1201 高岡郡佐川町1243-4	0889-22-1286	土佐市、いの町、仁淀川 町、佐川町、越知町、日 高村
須崎福祉保健所 衛生環境課 薬事担当	〒785-8585 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-2004	須崎市、中土佐町、梶原 町、津野町、四万十町
幡多福祉保健所 衛生環境課 薬事担当	〒787-0028 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎	0880-35-5982	四万十市、宿毛市、土佐 清水市、黒潮町、大月町、 三原村
高知市保健所 地域保健課 薬事担当	〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-45	088-822-0577	高知市

## 5 常駐する薬剤師の資質について

- (1) 健康サポート薬局には、研修修了証を発行された薬剤師（研修を修了し、また一定の実務経験を有している薬剤師）が常駐しなければなりません。  
（※研修終了証には有効期限があります。）

### ➤ 研修修了証の発行要件

- ①知識習得型研修、技能習得型研修の両方を受講していること
  - ②一定の実務経験については、過去に薬局の薬剤師としての経験が5年以上あること
- ※①と②の両方を満たしていないと修了証は発行されません。

### ➤ 研修終了証の有効期限

- 発行から6年間有効。  
（有効期限の2年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修終了証の有効期限を6年間に限り延長できます。）

- (2) 研修終了薬剤師は、研修終了後も健康サポートに関する知識の習得に努めることが必要です。
- (3) 研修終了薬剤師は、かかりつけ薬剤師としての役割が果たせるよう、当該薬局で業務を行っている薬剤師であること、また、認定や研修を積極的に受けることなど、自己研鑽に努める必要があります。

- ✓ 平成28年2月12日付け薬生発0212第5号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
「規則の一部を改正する省令の施行等について」(P.12)
- ✓ 平成28年2月12日付け薬生発0212第8号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について(通知)」

## 6 健康サポート薬局であることの表示を取りやめる場合の手続きについて

研修終了薬剤師が常駐できなくなったり、平日の開店時間が連続8時間を下回るなど、**健康サポート薬局としての要件を満たさなくなる場合**、薬局開設者は**あらかじめ**「健康サポート薬局である旨の表示を取りやめる」ことを届出なければなりません。

### (1) 提出書類

- ・変更届書（規則様式第六）：別添1（チェック事項記載）

### (2) 提出先

当該薬局を管轄する各福祉保健所（高知市にあっては高知市保健所）

## 7 健康サポート薬局の公表について（こうち医療ネット）

法第8条の2に基づき、健康サポート薬局である旨の表示の有無は、薬局開設者がその薬局の所在地の都道府県知事に報告を行わなければなりません。

本県では、薬局機能情報（こうち医療ネット）において健康サポート薬局の公表を行うため、健康サポート薬局であることの表示に係る届出が受理された場合（または、健康サポート薬局であることの表示を取りやめた場合）は、薬局機能情報（こうち医療ネット）における当該薬局の情報を更新してください。

更新に関しては、下記のとおりです。各施設で入力後、医事薬務課に申請し、承認が得られれば公表されます。

#### ➤ **インターネット環境のある薬局**

こうち医療ネットへログインし、編集・更新を行ってください。

こうち医療ネットのホームページの下にある、「関係者ログイン」をクリックすると、ログイン画面が表示されます。

ログインするには、**①機関コード ②パスワード** が必要です。パスワード等を忘れた方は医事薬務課まで連絡してください。

#### ➤ **インターネット環境のない薬局**

高知県薬局機能情報提供制度実施要領に基づく**下記書類を医事薬務課へ提出してください。**

医事薬務課にて代理入力し、公表します。

<提出書類>

- ・様式2（変更・訂正報告）
- ・様式5（医療機能調査票）（薬局用）

- ✓ 法第8条の2、規則別表第1の第1の項第3号
- ✓ 平成28年2月12日付け薬生発0212第5号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
「規則の一部を改正する省令の施行等について」（P.3～4）

## 8 健康サポート薬局である旨の表示について

健康サポート薬局である旨を表示する場合、決められたマークや看板、書体などはありません。また、「厚生労働省基準適合」と併せて表示しても、差し支えありません。

その他、公益社団法人日本薬剤師会が統一的なマークを作成しています。このマークは会員に限らず、健康サポート薬局に係る届出を行ったすべての薬局が使用できるものとされています。使用に関しては、下記の日本薬剤師会の通知を参照してください。

- ✓ 平成28年2月12日付け薬生発0212第5号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
「規則の一部を改正する省令の施行等について」（P.13）
- ✓ 平成28年11月18日付け日薬業発第292号 「健康サポート薬局に係るロゴマーク作成について（ご報告）」

## 9 通知の内容について（チェックリスト関係）

平成 28 年 2 月 12 日付け薬生発 0212 第 5 号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知に記載されている内容を届出添付書類チェックリストの項目ごとにまとめましたので、参考にしてください。

### 【かかりつけ薬局の基本的機能】

※項目の番号は届出添付書類チェックリストの項目番号

項目		記載内容
1-⑤	◆残薬確認の取組推奨例	患者に対し、患者の残薬を解消するために、患者が残薬を入れ薬剤師が確認する袋を配布し、残薬を確認すること。
1-⑥	◆副作用に係る自覚症状の有無の確認の参考資料	「重篤副作用疾患別対応マニュアル」（厚生労働省）
	◆重大な副作用が発言するおそれがある医薬品の指導の参考資料	「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」（日本薬剤師会）
	◆より積極的な副作用等のフォローアップの取組推奨例	（1）定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。 （2）調剤された薬剤の服薬機関中に患者に電話をする等により、患者の服薬状況や体調変化等を確認すること。
1-⑦ 1-⑧	◆お薬手帳の説明・指導について	資料を用いて十分に説明すること。
1-⑩	◆薬剤師の基本的な役割とは	薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他
1-⑩	◆かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割とは	（1）患者の薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる。 ・複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。 ・薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。 （2）在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられる。 （3）過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。 （4）丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残

		薬が解消される。
	◆かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割の説明について	適切な資料を用いること。
	◆患者がかかりつけ薬剤師を持っている場合	かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割を踏まえて、次回、処方箋を交付された際等にも、かかりつけ薬剤師のいる薬局を利用してもらえるよう伝えること。
	◆自局以外をかかりつけ薬局としている患者への対応	患者の意向を確認した上で、薬局間での情報共有、お薬手帳への記入、自局で提供した薬剤情報提供文書をかかりつけ薬剤師・薬局に提示することの指導などを通じ、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の実施に、適切に協力することが望ましい。
1-⑪	◆24時間対応について	かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合には当該かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師が対応することを含む。 開店時間外に必要な応じ、調剤を行うことも含む。
1-⑫	◆副作用その他の服薬情報の情報提供とは	患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報を医療機関へ提供すること。
	◆患者の自覚症状がある場合	当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて情報提供すること。 患者の自覚症状の分析にあたっては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」（厚生労働省）等を参考とすることが望ましい。
	◆医薬品の安全性等の情報の収集について	医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナ日）等を活用することにより、最新情報を入手するよう努めること。

### 【健康サポート機能】

※項目の番号は届出添付書類チェックリストの項目番号

	項目	記載内容
1-②	◆かかりつけ医や健診を受けている医療機関の医師等に連絡をとる場合	薬局利用者の了解を得た上で行動すること。
1-③	◆医療機関の紹介の取組例	(1) 特定健診及びがん検診等の健診を受けていない薬局利用者に対して、保険者や市町村の相談窓

		<p>口の紹介。</p> <p>(2) 肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、都道府県又は市町村相談窓口の紹介。</p> <p>(3) 介護サービスに対する相談について、市町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介。</p> <p>(4) 認知症の疑いがある場合について、かかりつけ医への受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介。</p>
1-⑥	◆健康食品についての参考資料	<p>国立健康・栄養研究所のホームページ「『健康食品』の安全性・有効性情報」(<a href="https://hfnet.nih.go.jp/">https://hfnet.nih.go.jp/</a>)に記載されている科学的根拠、機能性表示食品における科学的根拠等を活用すること。(推奨)</p>
2	◆医療機関その他の連携機関の紹介先リストについて	<p>(1) 薬局において常に内容を確認できる体制を整備すること。 医療機関その他の連携機関との円滑な連携と健康サポート薬局の取組周知の観点から、求めに応じて当該リストを医療機関その他の連携機関に提供すること。</p> <p>(2) 当該リストには、薬局から医療機関その他の連携機関への連絡手段、紹介方法(紹介文書の活用の希望の有無等)を具体的に盛り込むことが望ましい。</p> <p>(3) リストの作成に当たっては、地域の実情に応じ、日常生活圏域(例えば校区)の医療機関その他の連携機関が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しないこと。</p> <p>(4) 医療機関その他の連携機関と地域包括ケアシステムの一員として役割を発揮するため、地域ケア会議に積極的に参加することが望ましい。</p>
4	◆関係団体等との連携及び協力の取組例	<p>(1) 地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力。</p> <p>(2) 学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等。</p> <p>(3) 老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等。</p> <p>(4) 地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント。</p>
8	◆薬局の内側における表示	<p>(1) 当該薬局のホームページ等においても実施している健康サポートの具体的な内容を紹介することが望ましい。</p> <p>(2) 薬局利用者が相談しやすいよう、薬局で掲載している薬剤師の氏名や名札等に研修終了薬剤師であることを付すことが望ましい。</p>

		例)「健康サポート薬剤師」
9	◆要指導医薬品等の薬効群	(独) 医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムに記載されているものであること。
	◆要指導医薬品等、介護用品等の取扱い	薬局利用者が自ら選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有していること。
13	◆健康サポートに関する取組例	(1) 薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施 (2) 薬剤師による健診の受診勧奨や認知証早期発見につなげる取組 (3) 医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催 (4) 管理栄養士と連携した栄養相談会の開催
14	◆健康サポートに関する周知の取組例	(1) 地域の薬剤師会での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会報誌への掲載 (2) 医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿 (3) 健康増進に関する情報発信を目的としているホームページにおける情報発信 例) スマート・ライフ・プロジェクトの活動報告のホームページ ( <a href="http://www.smartlife.go.jp/">http://www.smartlife.go.jp/</a> ) 等 (4) 地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信
		地域における他の健康サポートを行う薬局と協力することが望ましい。
全体	◆取組の実績記録	過去1年間の実績があることが確認できるようにすること。そのための資料を当該薬局に保存すること。

## 10 Q&A

Q1. 地域の連携体制の構築について連絡先・紹介先の一覧表を作成することとされているが、リストの作成にあたっては、**依頼先の医療機関等に対し、各薬局が個別に了解を得なければならないのか。**

A1. 例えば、1カ所の連携機関に対して複数の薬局が個別に説明し了解を得ようとするようになった場合、依頼先の医療機関等に負担をかけてしまうことになりかねないため、リストの作成にあたっては、**地域の職能団体を通じて了解を得るなど、連携機関側の負担を考慮すること。**

Q2. 健康サポート薬局としての基準に「研修を修了した薬剤師が常駐していること」とあるが、**従事する薬剤師の中に該当薬剤師が1人いれば差し支えないのか。**

A2. 研修修了薬剤師の常駐人数は規定していないが、開店時間中は研修修了薬剤師が常駐することができるよう当該薬局の実態に即した体制となっていること。

Q3. 健康サポート薬局と調剤報酬は、どのような関係なのか。

A3. 関係ない。

「健康サポート薬局」は法において位置づけられており、一方、調剤報酬点数表の「かかりつけ薬剤師指導料」「かかりつけ薬剤師包括管理料」は健康保険法の規定に基づくものである。法令上の位置付けをはじめ、その基準または算定要件の内容からわかるように、それぞれの目的が異なる。

Q4. 健康サポート薬局には、研修終了薬剤師が常駐していることとなっているが、「常駐」とは、常勤でなければならないのか。

A4. 常勤、非常勤などの雇用形態は問わない。

※その他、Q&Aは下記の通知を参照してください。

- ✓ 平成28年3月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生課事務連絡  
「健康サポート薬局に関するQ&Aについて」
- ✓ 平成28年8月4日付け日本薬剤師会  
「健康サポート薬局Q&A」
- ✓ 平成29年4月21日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡  
「健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その2）」

様式第六（第十六条、第十六条の二、第九十九条、第百条、第百十四条の六十九、第百十四条の七十、第二百二十七条、第百三十七条の六十五、第百三十七条の六十六、第百七十四条、第百七十六条、第百九十五条、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係）

## 変 更 届 書

業 務 の 種 別	薬局		
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日	第A-●●●●号      ○○年□□月△△日		
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名 称	○○薬局 県庁前店	
	所 在 地	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-0	
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	健康サポート薬局である旨の表示の有無	無	有
変 更 年 月 日	△△年○○月××日		
備 考	あらかじめの届出が必要です。 変更予定年月日を記載してください。		

許可年月日は、許可証の下部にある、有効期間の開始年月日を記載。

表示を取りやめる場合は、  
変更前：有 変更後：無  
となります。

上記により、変更の届出をします。

○○年△△月□□日

変更届を提出する日付

個人の場合：現住所、個人名を記載し、個人印を押印。  
法人の場合：登記された本社の所在地、登記された商号及び代表取締役名を記載し、代表取締役の登記印を押印。

住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〒780-0000  
高知県高知市丸ノ内1-2-0

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 有限会社 県庁調剤薬局  
代表取締役 高知 太郎

有限会社  
県庁調剤薬局  
代表取締役  
の印

連絡先・担当者名    ○○○-△△△-××××    担当：上町

高知県知事    尾崎 正直    様

**様式第六**（第十六条、第十六条の二、第九十九条、第百条、第百十四条の六十九、第百十四条の七十、第二百二十七条、第百三十七条の六十五、第百三十七条の六十六、第百七十四条、第百七十六条、第百九十五条、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係）

変 更 届 書

業 務 の 種 別			
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日			
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名 称		
	所 在 地		
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住 所 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 )

㊞

連絡先・担当者名

高知県知事

様

## 届出添付書類チェックリスト

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（以下、「体制省令」という。）

## 【かかりつけ薬局の基本的機能】

項 目	☑欄	注意事項	保健所 ☑欄	備考
1 省令手順書（体制省令第1条第2項第3号の規定）の写し		◆①～⑬の全項目が省令手順書に盛り込まれていること。		
① 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。		◆施行通知や手順書例示をそのまま使用するのではなく、 <u>当該薬局の業務実態に応じた手順書とすること。</u>		
② 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。				
③ 患者が現在受診している医療機関を全て把握できるよう取り組むこと。				
④ 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。		◆手順書内に様式などを綴じ込むこと。		
⑤ 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。		◆様式などは手順書内で紐付けを行うこと。		
⑥ 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。				
⑦ 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。				
⑧ お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること（医療機関・薬局への提示、体調変化等の記録、自身で購入した薬の記入等）				
⑨ お薬手帳を複数冊所有する者に対し、利用者の意向を確認した上でお薬手帳の集約に努めること。				
⑩ 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。				
⑪ 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。				

⑫	医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。				
⑬	上記の③～⑥、⑩～⑫の実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。				
2	当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表		◆患者がかかりつけ薬剤師の勤務状況を容易に把握できる勤務表であること。		
3	お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料		◆お薬手帳の意義、役割等については、「 <u>お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）</u> 」を参照すること。		
4	かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料				
5	当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書		◆24時間直接相談できる連絡先以外に、緊急時の注意事項（近隣の薬局との連携体制を構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む）等も含む。		
6	直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類		◆直近1年とは、変更届書の提出年月日から過去1年以内とする。		
7	医療機関に対して情報提供する際の文書様式				

### 【健康サポート機能】

項目	☑欄	注意事項	保健所 ☑欄	備考
1 健康サポート業務手順書の写し		◆当該薬局の業務実態を踏まえた手順書とすること。		
① 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ				

	医療機関への受診勧奨を行うこと。				
②	健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。		◆省令手順書に記載しても可。		
③	健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。				
④	上記①～③に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。				
⑤	以下のような場合には受診勧奨すること。				
i	医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。				
ii	かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。				
iii	定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。				
iv	状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。				
v	要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。				
⑥	要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。				
2	以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト		◆ <u>あらかじめ</u> 薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し <u>了解を得ること。</u> その際、 <u>了解を得た記録を残しておくこと。</u> なお、地域の職能団体を		
①	地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。				

②	医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。		通じて了解を得るなど、 <b>医療機関、その他の連携機関の負担も考慮すること。</b>		
3	以下の内容を記載できる紹介文書		◆連携機関に対する紹介文書。		
①	紹介先に関する情報				
②	紹介元の薬局・薬剤師に関する情報				
③	紹介文書を記載した年月日				
④	薬局利用者に関する情報				
⑤	相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報				
⑥	薬剤師から見た紹介理由				
⑦	その他特筆すべき事項				
4	地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料		◆取組例は「平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知のp.12㉔ア」を参照すること。  ◆聴講は不可。		
①	事業の概要				
②	参加人数				
③	場所				
④	日時				
④	当該薬局の薬剤師の参加内容				
5	有効な健康サポート薬局に係る研修の研修終了証及び勤務体制が確認できる資料		◆管轄保健所へ <b>原本を提示</b> し、原本照合を受けること。  ◆公益社団法人日本薬剤師研修センターの発行した <b>仮終了証の添付でも可</b> 。 ただし、仮終了証は研修終了証の交付があったとき又は <b>発行から3カ月が経過したときは無効</b> 。		
①	研修終了証の写し				
②	研修終了薬剤師の勤務体制が確認できる資料				
6	個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料		◆パーティション等で区切るなどの対応をしていること。		
7	薬局の外側に掲示予定のもので、以下の内容が含まれるものが確認できる資料		◆「厚生労働省基準適合」を併せて表示しても		

①	健康サポート薬局である旨		差し支えない。		
②	要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨				
8	薬局の中で掲示予定のもの（実施している健康サポートの具体的な内容）が確認できる資料		◆日々の健康相談などの具体的な取組内容とその実施日等。		
9	要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト		◆原則、基本的な薬効群とすること。 ※基本的な薬効群：「平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別紙2」に示す48薬効群  ◆薬局利用者が自ら選択でき、基本的な薬効群が網羅されていること。  ◆基本的な薬効群以外の薬効群の医薬品については記載しなくても良いこと。		
10	衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト				
11	開店している営業日、開店時間を記載した文書		◆平日は、午前8時から午後7時までの時間帯に <b>8時間以上開局していること</b> が望ましい。		
①	地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局していること。				
②	土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。				
12	要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料		◆対応内容は、受診勧奨及び紹介の実施内容を含む。  ◆当該記録は3年間保存すること。		
13	積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料		◆単に相談を応需するだけでなく、積極的な健康サポートの取組を実施していること。		
①	取組の概要				
②	参加人数				

③	場所				
④	日時		<p>◆取組例は「平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知p.16(8)②ア」を参照すること。</p> <p>◆取組は、月1回程度実施していることが望ましい。</p> <p>◆当該薬局内だけでなく、薬局以外の場所での取組も推奨される。</p>		
14	当該薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの）		<p>◆取組例は「平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知p.16(8)③ア」を参照すること。</p>		
15	国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料		<p>◆当該薬局内でポスターの掲示、パンフレットの配布をおこなっていることが分かる写真等を添付すること。</p>		